

福山地方卸売市場業務規程施行規則

2020年（令和2年）3月18日制定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市場関係事業者（第3条～第15条）
- 第3章 関連事業者（第16条～第18条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、福山地方卸売市場業務規程（令和2年6月21日改正）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、業務規程において使用する用語の例による。

第2章 市場関係事業者

（卸売業者の許可の申請書の様式等）

第3条 業務規程第9条第1項の許可申請書の様式は、別記様式1号のとおりとする。

2 業務規程第9条第1項第5号の規則で定める事項は、市場の施設につき、食品衛生法第52条第1項の規定による営業の許可を受けている場合にあっては、当該営業の許可番号及びその年月日とする。

（卸売業者の許可の申請書の添附書類）

第4条 業務規程第9条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とし、当該申請者が個人の場合には、次の第4号に掲げる書類とする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の履歴書
- (4) 申請者が業務規程第9条第4項第1号から第5号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記様式第2号）

（許可証の様式等）

第5条 業務規程第9条第1項の許可証の様式は、別記様式第3号とする。

(卸売業務の許可の取消通知書の様式等)

第6条 業務規程第10条第1項及び第2項の規定により許可の取消しを行った場合には、別記様式第4号により当該卸売業者に通知するものとする。

2 開設者が前項に規定により許可の取消しを行う前に、市場運営委員会の意見を聞くものとする。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可申請書等)

第7条 業務規程第11条第3項の規定による認可申請をする場合において、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、当該申請書の様式は別記様式第5号のとおりとし、譲渡人及び譲受人が連署しなければならない。

2 前項の申請書には、譲受人である申請者が法人である場合にあっては当該申請者に係る第4条第1項第1号から第4号までに掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを、譲受人である申請者が個人である場合にあっては当該申請者に係る次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。

(1) 申請者の戸籍抄本又はこれに代わる書面及び履歴書

(2) 申請者が第9条第4項第1号から第5号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記様式2号)

(合併及び分割の認可申請書等)

第8条 業務規程第11条第4項による認可申請をする場合において、当該申請書の様式は別記様式第6号のとおりとし、合併又は分割の当事者が連署しなければならない。

2 前項の申請書には、同項第2号の法人に係る第4条第1項第1号から第4号までに掲げる書類及び合併又は分割に係る契約書の写しを添付しなければならない。

(相続の認可申請書等)

第9条 業務規程第12条第4項の申請書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

2 前項の申請書には、第7条第2項第1号及び第2号に掲げる書類及び当該業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写しを添附しなければならない。

(名称変更等の届出)

第10条 業務規程第13条の名称等の変更の届出は、別記様式第8号による届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該変更があったことを証する書面

(2) 当該変更が役員の氏名に係るものである場合には、変更後の役員に係る第4条第1項第3号に掲げる書類並びに当該役員が業務規程第9条第4項第1号から第5号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記様式2号)

(せり人)

第11条 業務規程第14条第1項の届出は、別記様式第9号による届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類いずれかを添附しなければならない。

- (1) 6月以上卸売業務に従事したことを証する書面又はせり人講習会等の講習を受けたことを証する書面
- (2) 業務規程第14条第2号各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記様式第10号）

(買受人の承認)

第12条 業務規程第15条第3項の申請書の様式については、別記様式第11号とする。

2 前項の承認にあたって、開設者は卸売業者並びに青果、水産物の取引委員会の意見を聴いて承認するものとする。

(名称変更・廃止の届出)

第13条 業務規程第16条第1項第1号の届出書の様式については、別記様式第12号とし、同項第2号の届出書の様式については、別記様式第13号とする。

(買受人の承認の取消し等)

第14条 開設者が業務規程第17条の規定により買受人の承認及び売買取引の全部又は一部を制限した場合、別記様式第14号により当該買受人に通知するものとする。

2 前項の規定により通知する場合、事前に開設者は市場運営委員会の意見を聞くこととする。

(買受人組合の届出)

第15条 業務規程第19条の届出書の様式については、別記様式第15号とする。

第3章 関連事業者

(関連事業者の設置)

第16条 業務規程第20条第1項各号の規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 業務規程第4条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売又は販売を行うもの、市場の取扱品目の保管及び運搬等を行うもの、精算代払機関、冷蔵・冷凍庫業、食品加工業、包装用品類販売業及び金融業その他開設者が市場の機能の充実に必要と認める業務
 - (2) 飲食店業、理容業、廃棄物回収業、保育業及びその他開設者が市場の利用者に便益の提供に必要と認める業務
 - (3) 業務規程第4条で定める取扱品目に係る生鮮食料品等の販売を行うもの、観光関連業及び旅客自動車運送業その他開設者が市場機能に支障を与えるないと認める業務
- 2 開設者は、業務規程第21条の規定により承認する場合、事前に市場運営委員会の意見を聴くこととする。

くこととする。

(関連事業者の承認)

第17条 開設者が業務規程第21条第2項の申請書の様式については、別記様式第16号とする。

2 開設者は、同条の規定により承認する場合は、市場運営委員会の意見を聴くこととする。

(関連事業者の名称等の変更及び廃止届出)

第18条 業務規程第21条第3項の申請書の様式については、別記様式第17号とする。

(関連事業者の承認取消及び報告)

第19条 開設者は、業務規程第22条の規定により承認の取消しを行った場合、福山地方卸売市場運営委員会へ報告するとともに、別記様式第18号により当該関連事業者に通知するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。